

奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業 受託事業者募集に係る質問への回答について

令和7年7月1日

奈良県観光局観光力創造課長

奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業受託事業者募集について、令和7年6月27日までに届いた下記の質問事項に回答いたします。

	ご質問内容	回答
1	1.翻訳は自動翻訳ツールを用いても問題ないでしょうか。	問題ありません。
2	2.Googleビジネスプロフィールとは、掲載対象となる酒蔵様のプロフィールという認識でしょうか。	ご認識のとおりです。
3	3.ドメイン(https://yamatoji.nara-kankou.or.jp/)にサブディレクトリを作成して、そこにサイトを構築するということでしょうか？	ドメイン (https://yamatoji.nara-kankou.or.jp/) の下層サイトとして作成します。サブディレクトリの作成について提案することは問題ございません。
4	4.3が正の場合、既存の他ディレクトリへの影響を避けるため、CMSのインストール作業につきましては、サーバー管理者様の方で対応していただけるのでしょうか。	対応可能です。ただし、あをによしなら旅ネット内にある既存サイトについてCMSにより更新しているサイトはございません。また、別途費用が発生する見込みです。

5	5.奈良県観光公式サイト「あをによしなら旅ネット」で現在採用されているCMSについて、ご教示いただけますでしょうか。	独自で構築した観光データベースを採用しています。
6	6.また、今回構築予定のサイトにつきましても、既存サイトと同じCMSに合わせる必要がございますでしょうか。	必要ありません。
7	7. 今回のサイト構築においてはアクセシビリティ対応は不要でしょうか。	アクセシビリティ対応は必要です。
8	8. 奈良県観光公式サイト「あをによしなら旅ネット」で使用されているクッキー同意ツールについて、同一のライセンスで新規構築予定のサイトへの導入は可能でしょうか。	可能です。ただし、新規構築サイトへのコードの埋め込み等、作業が発生する見込みです。
9	9. 今回の提案内容は、令和6年度に奈良県酒造組合がブランディング支援事業として作成した「奈良酒アクションプラン」の内容との関連性を考慮する必要はございますか。	企画提案の段階において考慮する必要はありません。ただし、奈良県酒造組合との連携を行う上で、考慮する必要がある場合可能性がございます。
10	10. 「奈良酒アクションプラン」を検討する際に、奈良県酒造組合の事業者がどのようなヒアリング、ワークショップを実施しているか、回数や内容を可能な範囲で教えていただくことは可能でしょうか。	事業開始後、受託事業者に情報提供します。

11	<p>11.奈良県酒造組合の事業者に対するヒアリングは、奈良酒アクションプラン検討時と一部重複する事が考えられます。その場合は、事前に質問内容などを調整する必要はありますか。</p>	<p>事業に必要な情報の内容によっては質問内容を調整する必要があります。重複を避けつつ、目的に応じた具体的な情報を効率的に得られるよう、事前に質問内容の見直しを行うことが望ましいです。</p>
12	<p>12.「業務内容(4) 体験コンテンツの集約、旅行商品の造成」において「新規造成を希望する事業者の支援」はどこまでの支援を想定されていますでしょうか。</p>	<p>提案内容としています。</p>
13	<p>1.仕様書内5(1)③の「他地域の販売戦略、プロモーション状況の調査を実施する」とは他府県の酒類のインバウンド施策を調査するというのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
14	<p>2.仕様書内5(3)⑤ですが、旅行前・旅行中のどちらを対象に実施するかによって内容が大きく変わってくるため、想定をご教示ください。</p>	<p>旅行前を想定しています。</p>
15	<p>3.奈良県酒造組合が作成している「はじまりと、これからの酒。奈良酒」というタグライン・ロゴがございますが、今回作成するサイトへ使用することなど想定されていますでしょうか。</p>	<p>想定していません。</p>
16	<p>4.「募集要項」の4.手続き等>(5)企画提案書>提出物(エ)に、「ブランドメッセージ、ツールイメージ等の制作体制、方法を具体的に提示」とありますが、「ツールイメージ」とはサイトで使用するもの(事業キャッチコピーやロゴ)以外に、パンフレットなどのツールも想定されていますでしょうか?</p>	<p>パンフレットのような印刷物は現時点では想定していません。ロゴや事業キャッチコピーなどは主にウェブサイトや広告等で使用するものを想定しております。ただし、次年度以降におけるプロモーションツール(パンフレットや商品パッケージへの掲載等)の展開を否定するものではありません。</p>

17	5.「募集要項」の4.手続き等>(5)企画提案書>提出物(エ)に、「ブランドメッセージ、ツールイメージ等の制作体制、方法を具体的に提示」とありますが、具体的なデザインなどの提案は必要でしょうか?	必要です。過去実績などから、ビジュアルイメージやデザインセンスを視覚的に説明していただくことを想定しています。
18	6.「募集要項」の4.手続き等>(5)企画提案書>提出物(エ)に、「ブランドムービーについては、発信ツールに適した形式を提示」とありますが、「形式を提示」とは具体的なストーリーや企画などの提案ではなく、「16:9のmp4形式の動画」といったことを提示するという意味でしょうか?	「YouTubeに16:4のmp4形式の動画」というような活用するSNSと動画形式の内容と合わせて、ブランドムービーの内容を含めて提示してください。審査基準において、「ブランドムービーは、日本酒のストーリー性を視覚的にプロモーションできるもので、活用する媒体や場面によって適した形式で、具体的に提案しているか。」の項目を設けております。
19	8.「募集要項」の4.手続き等>(5)企画提案書>提出物(オ)に、「どのようなサイトや媒体を選択または連携等によりプロモーションを展開するか、方法を具体的に提示」とありますが、「サイトや媒体」とは広告出稿を前提とした想定での「サイトや媒体」という意味でしょうか?	提案内容としています。なお、広告出稿も想定のひとつです。
20	9.「募集要項」の4.手続き等>(5)企画提案書>提出物(カ)体験コンテンツの集約、旅行商品の造成の企画案に、「酒造が有する体験コンテンツを集約し、」とありますが、提案時にも体験コンテンツの集約が必要でしょうか?	不要です。手法・形式の提案を想定しています。
21	10.「募集要項」の4(5)(カ)体験コンテンツの集約、旅行商品の造成の企画案に、「旅行商品を具体的に提示」とありますが、実施本番ではコンテンツ集約・分析をした上で旅行商品を造成しますが、提案時にも造成が必要でしょうか?	不要です。提案時には、旅行商品の造成に関する手法や進め方の形式、また想定される旅行商品のイメージや過去の事例などを含めての提案を想定しています。
22	■仕様書(2)奈良酒のブランディング・ムービー制作について、すでに奈良県酒造組合様が制作されていますが、別の方向性でのご提案を想定してよろしいでしょうか。	提案内容としています。なお、既存のムービーと別の方向性で提案いただくことを妨げる内容ではございません。

23	<p>■仕様書(2)①訴求すべきターゲット(エリア、国等)を選定すること。は提案時に絞り込む必要があるということでしょうか？実態調査・ターゲット調査を踏まえなくてよいですか？</p>	<p>手法・形式の提案を想定しています。なお、事業内での調査を受けたターゲット選定を想定しています。</p>
24	<p>■仕様書(4)③造成する旅行商品はターゲット選定したインバウンドのみ対象とするのでしょうか？日本人混載の提案でも可能でしょうか？</p>	<p>提案内容としています。なお、日本人混載の提案を妨げる内容ではございません。</p>